



子ども関連施設の整備に係る財政措置

- ▶ 子ども関連施設の施設整備や環境改善により、教育・保育の質の向上や障害のある子どもの支援の充実を図る

【提案・要望先】 こども家庭庁、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

- 令和6年度中の早期の補正予算対応により就学前教育・保育施設整備交付金の予算枠を確保すること
- 令和7年度予算についても同交付金の予算枠を確保すること

(2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 障害福祉サービス事業と障害児通所支援事業との多機能型事業所の施設整備について、国庫補助を一体的に実施できるよう見直すこと
- 障害児通所支援事業の施設整備にかかる予算枠を確保し、障害福祉サービス事業の施設整備と国庫協議や国庫内示の時期を連携・調整して実施すること

2. 提案・要望の理由

(1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

- 令和6年度第1回協議結果において、不採択の施設や第2回協議の中止の連絡があり、全国の市町村において保育所等の施設整備に支障を来たしている状況。
- 令和6年4月4日付け事務連絡でこども家庭庁が実施された所要額調査を踏まえ、適切に予算枠を確保されることが必要。

(2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 以前は厚生労働省の社会福祉施設等施設整備費補助金で一体的に実施できていた多機能型事業所の施設整備については、令和5年度から障害児通所支援事業がこども家庭庁の次世代育成支援対策施設整備交付金に移管され、それぞれの制度において補助申請を行う必要があること、申請時期も異なることから、一体的な施設整備に支障を来たしている状況。

(本県の取組状況と課題)

(1) 就学前教育・保育施設の施設整備にかかる財政措置

- 本県市町においても、第1回協議での不採択や第2回協議の中止連絡により、今後協議予定の市町において計画見直しや事業延期の検討等の影響が生じたところ。
- 5月17日付け事務連絡で第2回協議を受け付けていただけるが、協議額どおりの内示がなされないことや防犯・安全対策は協議対象とはならないことに不安の声が広がっている。

【本県の協議・内示状況 (R6)】

第1次協議 (内示) 7市8施設 1,065百万円

第2次以降協議予定(※) 7市14施設 512百万円

(※) 第1次協議不採択の1市2施設分を含む。

(2) 多機能型事業所の施設整備に関する運用改善

- 生活介護と放課後等デイサービスを一体的に行う事業所の施設整備については、県からは、厚生労働省とこども家庭庁のそれぞれに補助申請する必要がある。
- 多機能事業所の整備については、障害児が18歳となっても同じ事業所を継続して利用することができ、また、不足する特別支援学校卒業生の受け入れ先としても必要な事業であることから、令和6年度の国庫補助事業として実施予定。

● 国庫協議の時期

事業	障害児通所支援事業	障害福祉サービス事業
所管省庁	こども家庭庁	厚生労働省
国庫協議	【全5回の1回目】 R6.1.22案内(2/5㍻切)	—
→内示	R6.4/1	—
国庫協議	【全5回の2回目】 R6.3/25案内(4/4㍻切) ※国土強靱化枠のみに変更	【1回のみ】 R6.3/29案内(4/8㍻切)
→内示予定	R6.6月上旬	R6.6月下旬

担当：①子ども若者部子育て支援課保育係
②健康医療福祉部障害福祉課企画・指導係
TEL：①077-528-3557、②077-528-3544